

那覇地方法務局

1 各種申請書等の様式について

※ [各種申請書等の様式については、こちらへ](#)（「行政手続きの案内」）。

- ・不動産，商業・法人登記に関する登記申請書
- ・登記事項証明書（登記簿謄本）
- ・登記事項要約書，閲覧申請書
- ・成年後見登記に関する登記されていないことの証明申請書等
- ・供託の申請，供託物の払渡請求書

2 職員による障害を理由とする差別に関する相談窓口について

※ [職員による障害を理由とする差別に関する相談窓口については、こちらへ](#)

3 電話によるお問合せについて

平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

（土曜日，日曜日，祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く）

※ [那覇地方法務局 管内法務局一覧については、こちらへ](#)

※ 人権問題に関する相談・お問合せ

みんなの人権110番：0570（003）110（全国共通）

女性の人権ホットライン：0570（070）810（全国共通）

子どもの人権110番：0120（007）110（フリーダイヤル）

4 電子メールによるご意見・お問合せについて

※ 電子メールでのお問合せについては，一般的な回答となります。

※ お問合せの内容が，お客様が作成した具体的な申請書や添付書面の内容の当否，登記の可否に関するものである場合には，メールではお答えできませんので，御了承願います。

※ いただいたご意見・お問合せについては，できるだけ速やかに回答するよう心掛けておりますが，回答までに時間を要する場合がございますので，あらかじめ御了承願います。

※ お問合せの内容について，お客様に直接確認させていただく場合がございますので，差し支えなければ，お客様の氏名（会社等の場合は御担当者名），連絡先電話番号を所定の欄に入力くださいますようお願いいたします。

※ [人権に関する相談は、こちらへ](#)（「インターネット人権相談窓口」）。

※ 那覇地方法務局では，全ての庁において，登記に関する手続案内を予約制で行っております。

登記に関する手続案内を希望されるお客様は，事前に電話で予約の上，お越しください。

[登記に関する手続案内の「予約申込み・お問合せ先一覧」については、こちらへ](#)

- ※ [自筆証書遺言書保管制度に関する手続きは、予約制で行っております。](#)
ホームページ (<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>) 又はお電話
(092-721-9186) にて御予約の上、お越してください。

- ※ [「メールによるご意見・お問合せ」は、こちらへ](#)